

大牟田市広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の資産等を広告媒体として活用し、民間企業等との協働により公有財産等を有効活用することで市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、市の資産等への民間企業等の広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 以下に規定する資産等のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 市の広報印刷物

イ 市のWEBページ

ウ 市の財産及び借受資産

エ その他広告媒体として活用できる資産で市長が個別に定めるもの。

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、掲出し、又は表示することをいう。

(3) 各部局 大牟田市事務分掌条例(平成10年条例第3号)第1条に規定する室及び部、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、市議会事務局、企業局及び消防本部をいう。

(4) ネーミングライツパートナー 市有施設等を広告媒体として、企業名や商品名等を愛称とする契約を交わした民間事業者等のことをいう。

(5) 優先交渉権者 ネーミングライツパートナー応募者のうち、ネーミングライツパートナーとして適格性があり、かつ有利な条件で契約を締結することができるものとして他の応募者に優先して市が契約に係る交渉をする者のことをいう。

(広告の範囲)

第3条 次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものは、広告媒体に広告を掲載しない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治性のあるもの

(4) 宗教性のあるもの

(5) 社会問題についての主義主張

(6) 個人又は法人の名刺広告

(7) 美観風致を害するおそれがあるもの

(8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(9) その他、広告掲載をする広告として不相当であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載をすることができる広告に関する基準は、別途定める。

(広告媒体の種類)

第4条 広告掲載を行う広告媒体の種類は、当該広告媒体を所管する各部局の長が別途定める。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格及び期間並びに広告掲載位置等は、当該広告媒体ごとに各部局の長が別途定める。

(広告募集方法等)

第6条 広告募集方法、予定価格及び選定方法については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、各部局の長が別途定める。

2 各部局の長は、広告媒体の性質を勘案し、必要があると認めるときは、募集する広告の内容又は業種等を指定することができる。

(審査機関)

第7条 広告媒体の選定及び広告掲載の可否などの審査又は優先交渉権者の決定をするため、大牟田市広告審査委員会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会の委員長は企画総務部長を、委員は企画総務部総務課長及び広報課長、市民部市民生活課長、市民協働部人権・同和・男女共同参画課長及び生活安全推進課長、産業経済部産業経済総務課長、都市整備部都市総務課長並びに教育委員会事務局学校教育課長をもって充てる。

3 委員長は、前項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する所管の課長を、臨時の委員として加えることができるものとする。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第8条 審査会の会議は、次のいずれかに該当する場合において委員長が招集する。

(1)新たに広告掲載する媒体を選定するとき。

(2)ネーミングライツ優先交渉権者を選定するとき。

(3)広告掲載の可否又は期間の延長について重大な疑義が生じたとき。

(4)広告掲載により市民生活に多大な影響を与えるおそれがあるとき。

(5)前各号に定めるもののほか、委員長が必要と認めたとき。

2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を所管する部局の担当者を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。

6 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(各部局の長による広告掲載の決定等)

第9条 広告掲載の可否については、第8条第1項第3号及び第4号に掲げる以外のもので、次のいずれかに該当する場合において、当該広告媒体を所管する各部局の長が決定する。

(1)審査会で選定された広告媒体への広告掲載(広告媒体への広告枠を一括して広告代理店等取扱い業者に販売する場合などにおいては、その業者選定を含む)

(2) 広告掲載の内容に変更のないものについての期間の延長

(3) 広告掲載内容の軽微な変更

2 前項第1号の規定により決定した広告掲載については、広告掲載前に企画総務部総合政策課へ広告掲載決定通知書(様式第1号)により通知するものとする。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、企画総務部総合政策課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(制定日 平成20年12月22日)

この要綱は、制定の日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年1月31日から施行する。

付 則

この要綱は、地方独立行政法人大牟田市立病院の成立の日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年3月26日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年3月14日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年2月7日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する

付 則

この要綱は、令和7年11月1日から施行する

(様式第1号)

広告掲載決定通知書

事務連絡
令和 年 月 日

総合政策課長 様

部長

次のとおり広告掲載を決定しましたので通知します。

広告媒体	
広告掲載事業者	
業種	
広告掲載期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
添付文書	
事務担当課	部 課 担当者： 内線 ()

※業種については、大牟田市広告掲載基準第10条の各号に掲げる業種を記載してください。なお、同条各号に掲載されていない業種の場合、「その他」と記載してください。

※添付文書は、「大牟田市広告掲載要綱及び掲載基準に基づく判定シート」及び各部署で審査する際に使用した資料を添付してください。